

令和5年度における高知県の働き方改革取組方針

令和4年12月の有効求人倍率は1.22倍と、2年以上1.0倍を超える水準で推移しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要があるが、雇用失業情勢は改善の動きがみられる。

しかしながら、一方で業種や職種によっては人材不足が深刻であり、さらに高知県では、少子・高齢化、人口減少が全国に先立って進んでおり、一層の人材不足が懸念され、今後とも必要な人材の確保が重要な課題となっている。

この課題を解決するためには、高知県下において「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」を推進し、若者をはじめ働く者にとって魅力ある、働き方改革に取り組む企業を増やしていく必要がある。

このような中、国、県、労使団体、金融機関はそれぞれの立場で働き方改革推進の機運醸成に取り組むとともに、高知県産業振興計画も踏まえつつ、県内の働く方々の労働環境や処遇の改善に向けて、これまで取り組んできたところである。

令和5年度においても、社会情勢の変化、経済的影響に注視しながら、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進することとし、働き方改革に取り組む企業を増やしていくため、以下の取組を行うこととする。

- 1 第8回働き方改革推進会議（令和5年2月17日開催）における確認事項（別紙参照）で定めた各目標の達成に向けて、引き続き国及び県が中心となって取組を進めるとともに、各構成員は国や県の取組を積極的に協力することとする。
- 2 県内の企業、とりわけ中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し、働き方改革に取り組むことができるように、これまでの周知活動を継続しつつ、国及び県が連携しながら個別企業への指導及び支援を重点的に行う。
- 3 「働き方改革推進支援センター」を働き方改革に向けた個別企業支援の総合窓口として、一層の活用を図っていく。特に、同一労働同一賃金については、同センターの個別企業支援を積極的に活用して、順守の徹底に向けた取組を進める。
各構成員は、同センターが行う支援が効果的に実施されるように、最大限の協力を行うこととする。

令和5年2月17日（金）
高知県働き方改革推進会議